

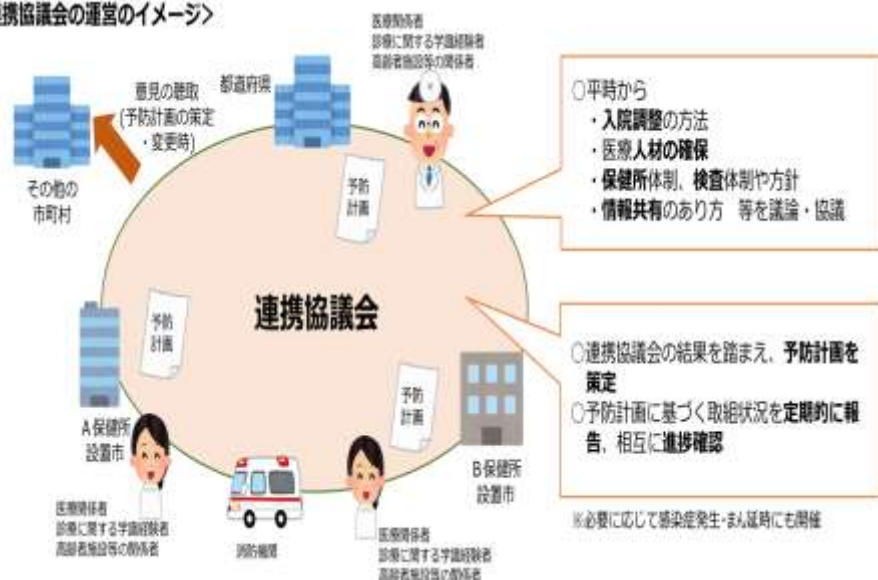
# 函館市感染症予防計画の概要

## 1 計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）」の一部が令和4年12月に改正されました。これにより、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」および都道府県が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下、「予防計画」という。）」の記載事項を充実させるほか、保健所を設置する市（以下、「保健所設置市」という。）においても予防計画を定めることを義務付けるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

なお、北海道では、予防計画の改定にあたって、北海道医師会、指定医療機関、学識経験者、消防機関、保健所設置市で構成される「北海道感染症対策連携協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しており、保健所設置市が策定する予防計画についても議論されていることから、本市においても当協議会での議論を踏まえ、予防計画を作成しています。

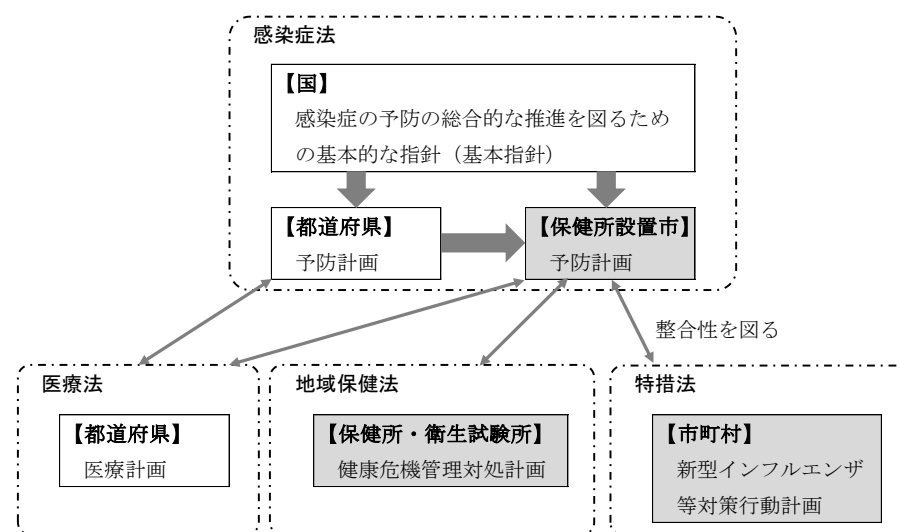
＜連携協議会の運営のイメージ＞



(厚生労働省資料より)

## 2 計画の位置付け

感染症法においては、国が基本指針を定めること、都道府県は基本指針に即し、保健所設置市は基本指針および都道府県が定める予防計画に即して予防計画を定めることとされており、都道府県が定める医療計画のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく函館市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性の確保も図ります。



### (参考) その他関連計画について

令和4年12月に改正された地域保健法に基づく国の基本指針において、保健所および地方衛生研究所は、健康危機管理に係る体制の整備にあたり、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、予防計画との整合性を確保しながら、「健康危機管理対応計画」を策定することとされており、本市においても、現在、策定に向けて作業を進めています。

## 3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とし、取組状況については、協議会で進捗確認を行います。

また、実際に発生およびまん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる場合は、その特性に合わせて、実際の状況に応じた機動的な対応を行います。

## 4 予防計画の構成

計画の構成については、国の基本指針などに基づき、これまでの教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症の対応を想定した項目を中心に定めるほか、新たな感染症の発生時に速やかに医療提供体制などを整えるために必要な数値目標についても定めます。

| 番号  | 項目   | 数値目標 |
|-----|--|------|
| —   | はじめに   |      |
| 第1  | 感染症の予防の推進に関する基本的な方向                                |      |
| 第2  | 感染症の発生予防のための施策                                     |      |
| 第3  | 感染症のまん延防止のための施策                                    |      |
| 第4  | 感染症および病原体等に係る情報の収集および調査                            |      |
| 第5  | 感染症の病原体等検査の実施体制および検査能力の向上                          | ○    |
| 第6  | 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項                           |      |
| 第7  | 感染症患者の移送のための体制の確保に関する事項                            |      |
| 第8  | 宿泊施設の確保に関する事項                                      |      |
| 第9  | 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者または新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 |      |
| 第10 | 感染症対策物資の確保に関する事項                                   |      |
| 第11 | 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重                 |      |
| 第12 | 感染症に係る人材の養成および資質の向上に関する事項                          | ○    |
| 第13 | 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項                          | ○    |
| 第14 | 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保                                |      |
| 第15 | 緊急時における感染症の発生予防およびまん延防止、医療の提供のための施策                |      |
| 第16 | その他感染症の予防の推進に関する重要事項                               |      |
| 第17 | 特定感染症等対策の推進  |      |

## 5 主な施策の概要

### (1) 感染症の発生予防およびまん延防止【第1～第4】

- 感染症および病原体等に関する情報の収集・分析および公表を適切に実施するほか、市民個人個人における予防と感染症の患者に対する適切な医療の提供や人権を尊重した対応により、感染症対策の推進を図ります。
- 感染症の発生時には、保健所および衛生試験所が連携し、地域における流行状況の把握、感染源・感染経路の究明を迅速かつ的確に進め、必要な対策を講じます。
- 感染症の発生予防およびまん延防止対策を効果的かつ効率的に進めるため、平時から医師会等の関係機関との連携体制を構築します。

### (2) 感染症の病原体等検査の実施体制および検査能力の向上【第5】

- 衛生試験所が十分な検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保を行うほか、新興感染症<sup>※1</sup>の発生初期に検査を担うことを想定し、平時からの研修参加や検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、検査能力の向上に努めます。
- 新興感染症のまん延時に備え、民間検査機関等との検査措置協定の締結等を行います。

- 数値目標

| 機 関            | 検査の実施能力 | 検査機器の台数 |
|----------------|---------|---------|
| 函館市衛生試験所       | 200件/日  | 4台      |
| 函館市医師会健診検査センター | 188件/日  |         |

### (3) 感染症に係る医療を提供する体制の確保【第6】

- 全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数および外来受診者の急増が想定されることから、道が法に基づき締結する医療措置協定等により、入院体制および外来体制等を迅速に確保します。

- 参考：新興感染症発生時の医療体制

| 時 期                        | 医療体制  |
|----------------------------|---|
| ① 発生早期                     | 感染症指定医療機関                                   |
| ② 流行初期<br>(公表後3か月程度)       | ①および流行初期医療確保措置を含む協定締結医療機関                   |
| ③ 流行初期期間経過後<br>(公表後6か月を目途) | ②および公的医療機関等を中心とした協定締結医療機関<br>順次、全ての協定締結医療機関 |

### (4) 感染症患者の移送のための体制の確保【第7】

- 感染症の病状や特性を踏まえた移送の対象および安全な移送体制の確保について、地域の救急医療体制の確保にも留意し、平時から消防本部と役割分担を協議します。

### (5) 宿泊施設の確保【第8】

- 新興感染症の発生およびまん延時には、道が開設する宿泊施設への入所調整を行います。

### (6) 新型インフルエンザ等感染症または新興感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備【第9】

- 民間事業者への委託、IHEAT<sup>※2</sup>要員の活用や感染症対策部門以外の専門職の応援体制の構築により、外出自粛対象者の健康観察の体制を整備できるよう、平時から準備を進めます。
- 民間事業者への委託等により、外出自粛対象者に対し、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援ができるよう、平時から準備を進めます。
- 医師会等と連携し、高齢者施設等に対し、感染対策に関する助言を行うことができる体制を確保します。

### (7) 感染症対策物資の確保に関する事項【第10】

- 新興感染症等の発生およびまん延時に、感染症の予防および感染症対策に資するよう、平時から個人防護具等の備蓄および確保に努めます。

### (8) 感染症に係る人材の養成および資質の向上【第12】

- 保健所および衛生試験所職員を感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に派遣するほか、これらの職員を対象とした研修を開催することにより、感染対策を担う人材の養成と質の向上を図ります。
- 道と連携し、IHEAT要員の確保や実践的訓練等を行い、IHEAT要員による支援体制を確保します。
- 数値目標

| 項 目                            | 回 数  |
|--------------------------------|------|
| 保健所および衛生試験所職員に実施する研修・訓練の回数     | 3回/年 |
| 保健所および衛生試験所が研修・訓練を実施する回数       | 2回/年 |
| 国立感染症研究所等が実施する研修・訓練に職員を参加させる回数 | 1回/年 |

### (9) 感染症の予防に関する保健所体制の確保【第13】

- 感染症の拡大を想定し、必要な機器の整備や物品の備蓄、業務の外部委託や派遣職員の活用、IHEAT要員や他部局からの応援職員の受入れ体制の構築等により、保健所の設備および人員体制等を整備するよう努めます。
- 地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置します。
- 数値目標

| 項 目                               | 人 数 |
|-----------------------------------|-----|
| 流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数  | 80人 |
| 即応可能なIHEAT要員の確保数<br>(IHEAT研修受講者数) | 10人 |

- ※1 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症のこと。
- ※2 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。